

## 保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 9 第 4 号の認定を行うものとする。

（注）法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2 年以上かつ 2,880 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者

- （1）認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園）
- （2）幼稚園（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
- （3）家庭的保育事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業）
- （4）小規模保育事業（法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業）
- （5）居宅訪問型保育事業（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業）
- （6）事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業）
- （7）放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業）
- （8）一時預かり事業（法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業）
- （9）離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育）を実施する施設
- （10）小規模住居型児童養育事業（法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- （11）障害児通所支援事業（法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業（放課後等デイサービス・児童発達支援のみ））
- （12）一時保護施設（法第 12 条の 4 に規定する一時保護施設）
- （13）18 歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
  - ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設）
  - イ 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る））
- （14）法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項若しくは法第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
  - ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設

イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

エ 国、都道府県又は市町村が設置する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

2 1 に掲げる施設等において 5 年以上かつ 7,200 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者

3 前各号及び昭和 63 年 5 月 28 日厚生省告示第 163 号に定める者に準ずる者であって、都道府県知事が適当と認めた者